

兵庫県公報

平成28年10月7日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）	1
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	1

公布された法令のあらまし

●建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（規則第41号）

建築基準法施行規則（以下「省令」という。）の一部改正により、建築基準法の規定に基づく特定用途誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積の特例の許可を受けようとする者は、省令で定める様式の申請書に、県の規則で定める図書を添えて、知事に提出すべきものとされたことに伴い、当該申請書に添付する図書を定めることとした。

●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第42号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、建築基準法に関する手数料に特定用途誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積の特例許可申請手数料が追加されることに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第41号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第8号中「第60条の3第1項ただし書」を「第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第42号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項20(19)の2、(20)、(26)及び(28)の2中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項20中(28)の9を(28)の10とし、(28)の3から(28)の8までを(28)の4から(28)の9までとし、(28)の2の次に(28)の3として次のように加える。

(28)の3 特定用途誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積の特例許可申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項20(29)、(34)及び

(41)中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。